

「相談をつなぐシート」 の利用について

平成30年11月
湯沢市福祉保健部福祉課

はじめに

近年、少子高齢化、核家族化及び地域、親族とのつながりの希薄化により、世帯の抱える課題も複合化、複雑化しております。

例えば、高齢の親と長年ひきこもって仕事をしていない子の世帯（8050世帯）や親の介護と子育てを同時に行っている世帯（ダブル・ケア世帯）、知的や精神に障がいがあり就労や家計管理が出来ず生活に困窮している世帯など単独の制度だけでは解決できない世帯が増加しております。

その現状を踏まえて、当市では平成28年7月から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施しております。

今までの縦割りの制度による支援ではなく、多機関・多分野の関係機関が横串を刺した連携で包括的に支援する体制構築に取り組んでおります。

平成30年4月の社会福祉法の改正により、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、この理念を実現するため、市が包括的な支援体制づくりに努める旨が明記されております。

他人事を「我が事」としてとらえ、表に出にくい深刻な状況にある世帯に気づき、「丸ごと」相談を受け止め、包括的に支援する体制に努めることとしております。

「相談をつなぐシート」は、身近な所で悩みを抱える方に「気づき」、「丸ごと受け止め」、「専門機関につなぐ」、「包括的に支援する」ためのツールとして活用するものです。

例えば…

（市の窓口の場合）

税金や水道料金などの支払いに困って相談に来た場合、生活困窮者自立支援制度の総合相談室と一緒になり、生活困窮者自立支援、就労準備支援及び家計管理支援などの支援を提供することにより、相談者の自立と滞納の計画的な支払が可能となるものです。

（福祉サービス事業所の場合）

高齢者のホームヘルプサービスのため、その世帯へ訪問したところ障がいを抱えるお孫さんがいて、娘さんがダブル介護のため就労もできず世帯全体が生活に困窮している場合、介護の制度の支援にはつながっておりますが、世帯全体の課題解決とはなっておりません。お孫さんは障がい関係の専門機関へ、生活の困窮は生活困窮者自立支援制度の総合相談室へとつなぎ、世帯全体の解決に向けて支援するものです。

(民生委員・児童委員、主任児童委員の場合)

表に出にくい深刻な状態にある世帯を早期に気づくのは、住民に一番身近で信頼がある民生委員・児童委員、主任児童委員の方々です。このつなぎシートを活用することにより、相談を抱える世帯へ**専門の相談員と一緒に支援**することが可能となります。また、どこの専門機関でつないだら良いかわからない場合、このシートを活用くだされば適切な専門機関へつなぐことが可能となります。

以上のことを解決するためのツールとして、「相談をつなぐシート」を活用するものです。

もちろん、これまでのとおり、身近な方で支援したりや専門機関に直接相談するなどの方法で支援しても結構です。(直接相談をする場合の専門の相談支援機関はP7を参照ください。)

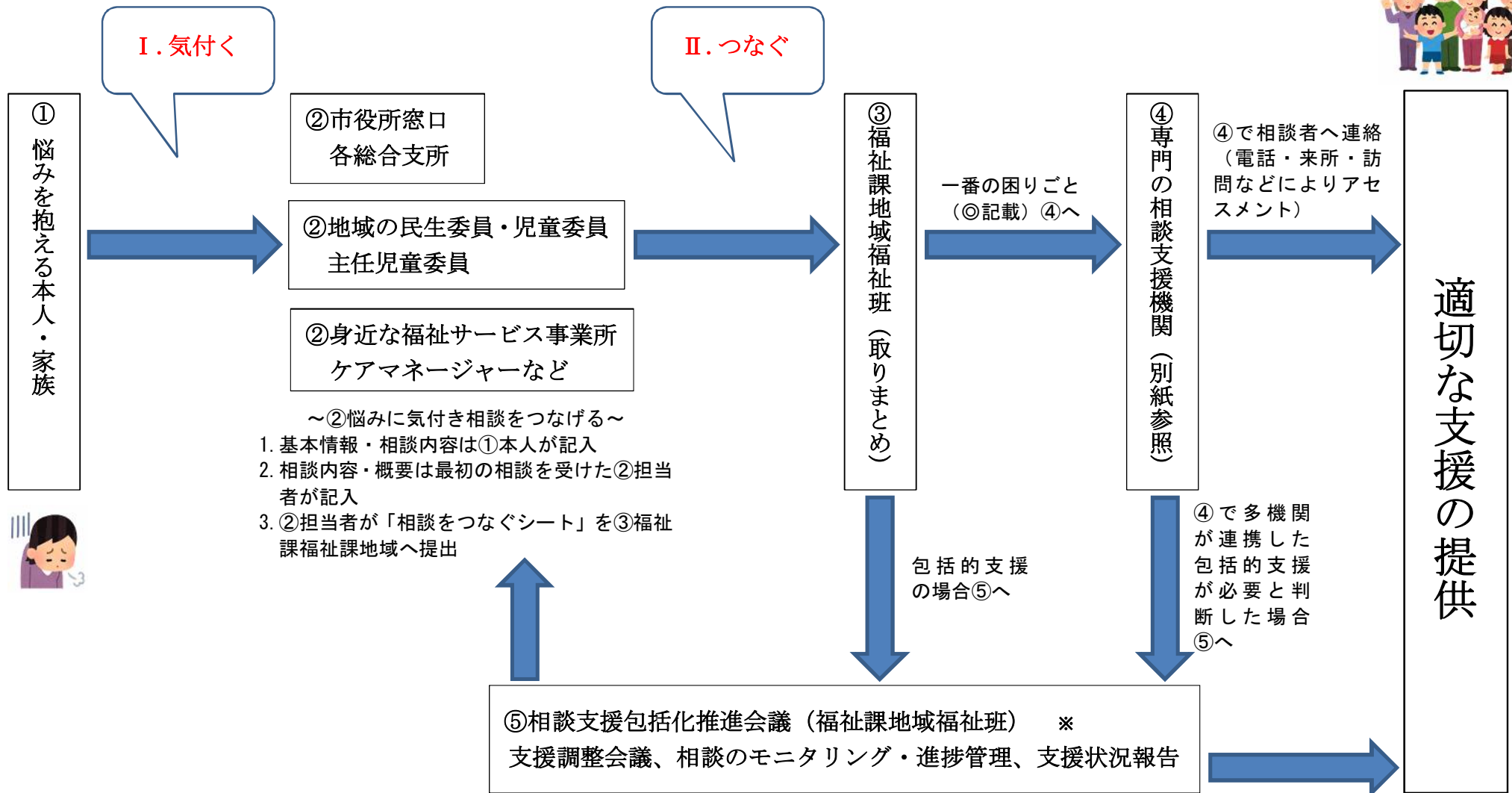
相談の専門機関の皆様へ

このシートは、課題を抱える世帯へアウトリーチ(手を差しのべる)するため手段として、ご協力をお願いします。

この「相談をつなぐシート」の活用を機会に、他人事を「我が事」とした意識の醸成を図り、「我が事・丸ごと地域づくり」を推進していきたいと考えております。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【「相談をつなぐシート」のイメージ図】



※ ⑤相談支援包括化推進会議とは
福祉分野・医療分野・就労分野・教育分野などの関係者、民生・児童委員、主任児童委員などが
集まり、世帯全体の課題を包括的に支援する調整会議

【④専門の相談支援機関】

専門機関に相談をつなぐので、更に必要な専門機関へつないで下さい。

※「相談をつなぐシート」は、駅伝に例えると「たすき」です。途中で「たすき」が途切れることなく、ゴールまでチームとなって支援しましょう！！

- ・病気や健康について ・心の悩み⇒ 健康対策課
- ・障がいについて ⇒湯沢市基幹相談支援センター、福祉課障がい福祉班
- ・介護について⇒地域包括支援センター
- ・子育てについて⇒子ども未来課子ども子育て応援班
- ・ひきこもりについて⇒湯沢市社会福祉協議会 総合相談室
- ・税金や公共料金の支払いについて⇒税務課など、湯沢市社会福祉協議会 総合相談室
- ・生活費・家計について、債務について⇒湯沢市社会福祉協議会 総合相談室
- ・消費生活相談⇒くらしの相談課 湯沢市消費生活センター
- ・DV・虐待⇒協働事業推進課、子ども未来課、福祉課障がい福祉班、地域包括支援センター
- ・成年後見・権利擁護について⇒成年後見支援センター
- ・教育について⇒教育委員会
- ・就労について⇒湯沢市社会福祉協議会 総合相談室
- ・その他⇒湯沢市社会福祉協議会 総合相談室、くらしの相談課、※相談支援包括化推進員

※相談支援包括化推進員の役割

- 1.複雑・困難化した世帯の課題を整理し、支援に必要な関係機関を調整
- 2.相談支援包括化推進会議を開催
- 3.支援のキーパソン（支援の鍵を握る者）を決定
- 4.支援の方向性、調整を決定
- 5.支援のモニタリング（評価・見直し）